



令和3年10月22日

担当課	住宅第2課
担当者	和中
電話	073-435-1103
内線	2880

住宅第2課所管団地における共益費の過誤請求についてお詫び とご報告

(概要)

住宅第2課所管の入居者に対して、2か月に1回共益費（電気料金）を請求しています。

納付書と納入通知書を10月15日（金）入居者に郵送し、18日（月）に入居者の問い合わせで、共益費分について誤った金額を請求したことが判明しました。

(該当者)

・納付書払い

過誤請求団地	37団地			
過誤請求世帯	646世帯	内	超過請求世帯	118世帯
			不足請求世帯	528世帯

不足請求世帯に対しては追納の納付書に謝罪文を同封のうえ送付し、また、超過請求世帯に対しては超過金額を明記し、12月請求分に充当する旨の謝罪文を21日（木）に送付しました。

・口座振替

過誤請求団地	36団地			
過誤請求世帯	462世帯	内	超過請求世帯	103世帯
			不足請求世帯	359世帯

口座振替世帯に対しては振替日（納期限）までに手続きが間に合うため、正しい納入通知書に謝罪文を同封のうえ、21日（木）に送付しました。

(原因)

納付書作成にあたり、データ入力の際作業ミスにより、誤った納付書を送付したためです。

(対策)

納付書発行前に共益費の確認、また、封入時に納付書の金額の確認作業を行い、人的チェックの強化を図ることで再発防止に努めます。